狛江市都市計画変更原案に関する公聴会　議事録

日時　　：令和７年８月１日（金）午後６時 30 分から午後７時 10 分まで
場所　　：根川地区センター
出席者　：参加者　８人
　　議　長　まちづくり推進課長
　　事務局　下水道課長、下水道課下水道浸水被害軽減対策担当主査
　　下水道課施設管理係主査兼下水道浸水被害軽減対策担当主査、
　　環境政策課長、まちづくり推進課都市計画係係長、
　　まちづくり推進課都市計画係職員１名

議題　　：都市計画変更原案（調布都市計画下水道、調布都市計画公園・緑地）
配付資料：資料１　都市計画変更原案に関する公聴会（調布都市計画下水道、調布都市計画公園・緑地）
　　資料２　都市計画原案（都市計画下水道）
　　資料３　都市計画原案（都市計画公園）
　　資料４　都市計画原案（都市計画緑地）

（議長）

それでは、定刻になりましたので、これより、都市計画変更原案に関する公聴会を開会いたします。

本日は、お忙しいところ、公聴会に御参加いただき、誠にありがとうございます。公聴会とは、都市計画法第 16 条第１項の規定に基づき開催される会となり、狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第４条に基づき、議長が指名され、会を主宰するとされています。

私は、本日、議長の指名を受けております狛江市都市建設部まちづくり推進課長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて、続けさせていただきます。

さて、令和元年東日本台風では、狛江市・調布市において甚大な浸水被害がありました。再度災害防止に向け、六郷排水樋管流域に新たなポンプ施設、根川ポンプ施設を設置する計画を進めています。

今回の都市計画変更は、この根川ポンプ施設の設置による都市計画下水道、都市計画公園・緑地の変更の手続きによるものです。

本日は、都市計画変更原案について、皆様から、御意見を伺いたいと思います。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回の都市計画に関わる市の職員を紹介いたします。

（事務局）

狛江市都市建設部まちづくり推進課都市計画係長の安岡と申します。狛江市環境部

下水道課長の岩﨑でございます。同じく、下水道課下水道浸水被害軽減対策担当主査の梅川でございます。同じく、下水道課施設管理係主査兼下水道浸水被害軽減対策担当主査の久保でございます。狛江市環境部環境政策課長の秋山でございます。

（議長）

さて、会の手順ですが、先ず、都市計画変更原案の内容について、説明をいたします。その後、皆様から、御意見を伺いたいと思います。会場の都合により、概ね１時間半程度の会とさせていただきます。

また、皆様には、注意点が４つございます。

１点目は、意見を述べることができる方についてです。公聴会運営規則では、都市計画案について利害関係を有する者が意見を述べることができるとしています。狛江市在住・在勤の方や六郷排水樋管流域に関わる地域の方を想定していますが、利害関係をこちらで限定することは、難しいため、御自身で御判断いただけると幸いです。

２点目は、プロジェクターを使用時に、会場内の照明を一部暗くさせていただきますので、御了承下さい。

３点目は、会の記録作成のため、録音と写真撮影を行います。写真撮影は、出来るだけ顔が写らない様、会場後方からといたしますので、御協力お願いします。

４点目は、携帯電話・スマートフォン等の音の鳴る機器は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

それでは、都市計画変更原案の内容について、説明をお願いします。

（スライド１）

それでは、根川ポンプ施設に係る都市計画下水道、都市計画公園・緑地に係る都市計画変更原案について御説明いたします。

（スライド２）

狛江市では、令和元年東日本台風に伴う多摩川の水位上昇により、根川雨水幹線からの放流が十分にできなかったことで、根川雨水幹線流域において、甚大な浸水被害が発生しました。

こちらのスライドは令和元年東日本台風における浸水被害の状況で、左側は浸水被害の状況です。右側はコンピューター上でシミュレーションにて再現し、被災当時の最大浸水深が分かるような図となっております。

市ではこれまで、様々な浸水対策を実施してまいりましたが、ポンプ施設の設置により、令和元年東日本台風と同規模の台風が来ても、浸水が生じないよう再度災害防止に取り組みます。

なお、再度災害防止とは、過去の災害時と同様の降雨により、再び同規模の被害が生じることを防止することを指します。

（スライド３）

今回設置するポンプ施設について御説明いたします。

ポンプ施設は、根川雨水幹線流域の全ての雨水を集めて排水するために流域の最下流部に位置することが必要ですが、その整備に適した用地は根川緑地を一部含む根川

公園の一帯をおいてほかにはないため、根川公園内に設けることといたします。

ポンプ施設は、定置式ポンプを３台設け、その他、既設の逆流防止ゲートに加え、新たに逆流防止ゲートを設置します。

（スライド４）

左側がポンプ施設で水の流れを表現しています。

根川雨水幹線の水が除塵機でゴミが濾し取られ、定置式ポンプにて押し出された水が吐出水槽を経由し、逆流防止ゲートで囲まれた管路を通って多摩川に排水されていきます。

（スライド５）

こちらのスライドが、ポンプ施設の南西から望む鳥瞰図になります。矢印で水の流れを表現しています。

（スライド６）

こちらのスライドが、ポンプ施設の立面図になります。周辺への配慮として、周辺環境と調和するよう周囲の建物に合わせベージュ系の色彩とする予定です。屋上に設置している 2.0mの目隠しルーバーフェンスの上部までで、六郷さくら通りの道路面より９ｍを想定しております。また、建屋の高さ、屋上部のフェンス、建屋の色合い等について御意見をいただいておりますので、詳細設計の中で検討してまいります。

（スライド７）

こちらのスライドが、断面図になります。建物は１階建てで、高さ 6.7mですが、屋上に電気設備を配置し、最大高さは自家発電機の排気口で 12.75mを想定しています。

（スライド８）

これより「周辺環境との調和」について御説明いたします。まずは日影についてです。スライドの左側が第１種低層住居専用地域、スライドの右側が第１種中高層住居専用地域です。用途地域に対して、建築基準法第 56 条の２（日影による中高層の建築物の高さの制限）の規制内に収まっています。

（スライド９）

続いて騒音対策についてです。この施設で最も大きな音が出る機械は非常用発電機です。発電機は停電の際に使用する非常用のため、規制対象ではありませんが、周辺で実測した 55 デシベルを民地側の敷地境界で下回るような対策を実施します。

（スライド 10）

続いて景観についてです。ポンプ施設の北側から望む透視図を作成し、北側から見た眺望について、ポンプ施設設置前後を比較しました。

（スライド 11）

次に、具体的な都市計画の変更に係る内容について御説明いたします。

今、御説明した根川ポンプ施設を赤枠の範囲に設置するため、調布都市計画下水道狛江市公共下水道を変更し、根川雨水幹線ポンプ場を追加します。

また根川雨水幹線ポンプ場の追加に合わせ、調布都市計画公園第２・２・41 号根川公園の区域の一部を削除するとともに、根川雨水幹線ポンプ場の北側の区域について

は、調布都市画緑地第９号根川緑地の区域に追加する変更をいたします。

（スライド 12）

こちらのスライドは、ポンプ施設の南側から望む透視図となります。

根川公園は、工事の際には全面を施工ヤードとして使用し、ポンプ施設の工事完了後に公園として復元します。これまで公園内にあった樹木も可能な範囲で移植したいと考えております。

また都道である六郷さくら通りに接する部分については、これまで通り都道と住宅地をつなぐ形状となるほか、現在と同じような緩やかな傾斜地となります。玉翠園の玉石垣については、現在の石垣を解体する際に、可能な限り玉石を保存し、復元した公園で再利用することで、玉石垣の面影を残すようにしたいと考えております。

（スライド 13）

同様に北側から望む透視図になります。

ポンプ施設の北側の区域については、根川緑地の一部として整備いたします。

（スライド 14）

続いて、根川公園周辺の公園に係る内容について御説明いたします。

先ほど御説明した根川公園の区域面積減に伴い、周辺において、既に都市公園として開園している３園を、都市計画公園として追加いたします。

（スライド 15）

なお、これにより、都市計画公園の空白地域が解消され、適切な公園配置を図ることができます。

（スライド 16）

続いて、令和７年５月９日及び 10 日に開催した市民説明会について御説明いたします。令和元年東日本台風の再度災害防止に向けた取組状況について御説明し、２日間で 75 名の方に御参加いただきました。

（スライド 17）

市民説明会でいただいた主な意見・質問と市の回答となります。

「浸水シミュレーションについて、多摩川住宅の建替えに伴い、盛土されて建築されているが、ポンプ施設の設置後は、浸水被害は出ないと言い切ってよろしいでしょうか。」との質問につきましては、「浸水シミュレーションでは、令和元年東日本台風と同規模の台風が来た際を想定し、ポンプ施設設置後は、浸水被害が解消されるというシミュレーション結果となっています。」と回答させていただきました。

また、「施設計画や施設整備後に行う公園の復元について、近隣住民の意見を聞いてほしい。」との意見がございましたので、こちらにつきましては、周辺にお住まいの方の御意見を伺って進めてまいります。

（スライド 18）

最後に今後のスケジュールとなります。

本日御説明させていただきました都市計画変更原案について、公告・縦覧期間を２週間設けます。

公告日は令和７年８月４日（月）で、縦覧期間は令和７年８月５日（火）から令和７年８月 18 日（月）までとなります。

都市計画原案に対する御意見につきましては、縦覧開始から３週間の令和７年８月 25 日（月）までの期間中において受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。

本日及び縦覧期間中の御意見をふまえ、令和７年 11 月に都市計画変更案を作成し、改めて公告・縦覧と意見書提出期間を設けた上で、都市計画審議会へは 12 月を目途に諮問させていただき、令和７年中に決定告示させていただく予定です。御説明は以上となります。

（議長）

これより、御意見を受け付けます。

御意見のある方には手を挙げていただき、私から指名をさせていただきます。係の者がマイクをお届けしますので、マイクを利用して、御発言をお願いします。

また、御意見の前には、「狛江市中和泉五丁目の〇〇です。」と、お住いの町名とお名前をお願いします。

後日、議事録を作成する予定ですが、お名前は載せませんので、御協力下さい。

なるべく多くの方から、御意見をいただきたいと思います。簡潔にまとめて御発言頂けると幸いです。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いします。

（参加者）

都市公園と都市計画公園の違いと、指定が変わることによって何か機能や計画されているものがあれば、お聞きしたいです。

（事務局）

都市公園と都市計画公園の違いですが、市内で開園している公園は全てが都市公園となっています。その中で一部、都市計画にも位置付けられている公園があり、今回の根川公園は、都市公園でもあり、都市計画にも位置付けられた公園となります。

都市公園と都市計画公園は、公園としての機能に違いはありませんが、それぞれ根拠法令が違いますので、決定する際の手続きが変わってきます。都市公園は市が条例に基づいて告示する形となります。一方で都市計画公園は、皆様から御意見をいただき、都市計画審議会に諮った上で決定告示をする形となります。

都市公園と都市計画公園の双方に位置付けられることで、公園としての永続性がより担保されることとなります。

（参加者）

何か新しいことを計画しているということではないのですね。

（事務局）

はい、そうです。

（参加者）

位置付けが変わるという意味ですね。

（事務局）

はい、あくまで位置付けが変わる内容となります。

（参加者）

分かりました。

（参加者）

私は被災した側なので、今回のポンプ施設をつくっていただきたいと強く思っていますが、私も今の質問は気になっています。今回の資料を見ると、根川公園が元々0.09ヘクタールあったものが0.03ヘクタールになり、0.06ヘクタール小さくなったという内容です。0.06ヘクタール減った分、どこかで増やすのかと思いましたが、もくせい公園、中和泉公園、いちょう公園は既に都市公園として開設されているため、どこかで増えるということではない認識で合っていますか。都市計画公園は、これから開発していく公園としての位置付けだと認識しています。

（事務局）

都市計画公園につきましては、既に開設している公園にも新たに指定を行うことが可能です。根川公園の近隣のもくせい公園、中和泉公園、いちょう公園につきましては、都市計画公園の位置付けがないため、根川公園で削減となる約0.06ヘクタール分をこの３園で補う内容となります。

（参加者）

実態として、0.06ヘクタールの減った面積は増えないが、都市公園と都市計画公園が重複してカウントできるので、計画面積は担保できているという理解でよろしいですか。

（事務局）

仰るとおりです。

（参加者）

分かりました。

（参加者）

記憶違いかもしれませんが、確認のためお聞きしたいです。定置式ポンプが３台と記載がありますが、当初の計画の際は、通常時は定置式ポンプは１台で、いざという時に、陸に上げているゲートポンプと除塵機を下げて、合わせて３台の使用で排水していく計画だったと思います。何故、定置式ポンプを３台とし、はじめから水中に落としてしまうのか。定置式ポンプを３台に変更したならば、その変更の理由をお聞きしたいです。

（事務局）

ポンプの形式の変更につきましては、５月の説明会で、ポンプゲートを併用する形から、定置式ポンプに変更する内容を説明させていただいております。

（参加者）

市民説明会の際に、理由についても説明されたのかもしれませんが、私の中で記憶にないです。単純に考えても、水中に入っていると劣化が激しく、また水量を妨げる

ことから、効率的ではないと思います。繰り返しになりますが、変更を何故したかの説明いただけるとありがたいです。

（事務局）

スライド４ページを御覧ください。平面図の左側の絵です。ポンプ施設が稼働する際には、定置式ポンプにより多摩川に排水するのですが、通常時にはこのルートを通らず、真っすぐ自然流下で多摩川に流れていく形です。当初は、水路側にポンプゲートを設置する予定でしたが、設計をしていく中で、重量の関係や水理的な問題等から、水路上に設置することができないことが分かり、定置式ポンプ３台に変更しました。

（参加者）

今の御説明ですと、定置式ポンプ３台は、通常時には全く使わないということになりますか。

（事務局）

そうです。多摩川の水位が上がり、中の水がはけない時にだけ、定置式ポンプを使うことになりますので、通常時は逆流防止ゲートをそのままくぐり、真っすぐ多摩川に流れるようになっています。当初計画からは変更となりますが、非常時にはポンプ機能を発揮するように検討しておりますので、御安心していただければと思います。

（参加者）

連結管は通常の場合は閉じていて、定置式ポンプは乾いた状態で使用しているため、保守点検については、年に何回かの試運転でカバーするという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

通常時は使うポンプでございませんので、晴れている時に点検をして、いざという時に備えるように考えています。

（参加者）

分かりました。

（議長）

議長からも聞かせていただきたいのですが、逆流防止ゲートが働いた時に、定置式ポンプの方に水が回るという認識でよろしいでしょうか。

（事務局）

逆流防止ゲートは、下流側にポンプで押し出して、ポンプにより下流側の水位が上流より高くなった際に、水が戻ってこないように使います。本計画地は、２本の雨水幹線が合流する箇所となっています。逆流防止ゲートについて、１つは既存で設置されていて、もう１つを定置式ポンプに合わせて新設することで対応します。

（参加者）

逆流防止ゲートで、既設の根川第１雨水幹線が緊急時に閉まったら、ここに流れてきた水はどこに排水されるでしょうか。

（事務局）

３ページの右側の図を御覧下さい。緑色の根川第１雨水幹線に来る水は、青色の根

川第２雨水幹線と根川幹線を繋ぐ連絡管があり、こちらの連絡管を通して、定置式ポンプの方に水が引き込まれて、排水する形で考えております。

（参加者）

通常は青い矢印の方向で流れてくるのですよね。これが緊急の時はゲートが閉まりますが、通常流れている方向とは逆になって、スムーズに連結管に回るのでしょうか。

（事務局）

水はベルトコンベアのように運ばれるわけではなくて、水面の高さの差で、方向が決まります。赤色の根川雨水幹線側の定置式ポンプを動かすと、根川雨水幹線の水位が下がります。水位が下がると、青色の根川第２雨水幹線側が相対的に高くなり、根川雨水幹線側に水が流れます。それにより、根川第２雨水幹線の水位が相対的に下がりますので、根川第１雨水幹線側から根川第２雨水幹線側に流れていって、最終的には根川雨水幹線に、流下していくという仕組みです。

（参加者）

分かりました。

（議長）

その他に御意見ございませんでしょうか。

それでは、最後に、今後の流れの説明をします。先ほど、スケジュールでも説明がありましたが、本日いただいた、都市計画変更原案に対する御意見は、令和７年８月５日（火）から令和７年８月 25 日（月）の期間に提出された意見書と合わせて受け付けます。

また、本日の御意見とは別に、意見書の提出を希望する方は、受付に提出方法の資料を用意しておりますので、退出時にお持ち帰り下さい。

なお、意見書の提出につきましては、利害関係を御記入の上、御提出いただくこととなります。ホームページにも意見書の提出方法を掲載しておりますので、そちらも、御利用ください。

それでは、以上で都市計画変更原案に関する公聴会を閉会いたします。本日はありがとうございました。